

(法安139)

平成29年12月15日

一般社団法人  
日本形成外科学会 御中

日本医師会  
常任理事

今村 定臣



特定商取引法の特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加ならびに  
割賦販売法の指定権利・指定役務への「美容医療サービス」の追加について

今般、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第17号。以下「施行令」という。）及び特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成29年内閣府令・経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）が本年12月1日から施行され、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号、以下「特商法」という）の「特定継続的役務提供」に一定の美容医療契約が追加されたことにつきまして、消費者庁及び厚生労働省より本会に対して周知方依頼がまいりました。

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類（特定商取引）を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律ですが、平成20年の同法改正において、施行後5年の時点で同法の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所用の措置を講ずるものとされていた（附則第8条）ことを受け、今般、消費者からの苦情相談の状況や役務の継続性などを踏まえ、一定の美容医療契約が「特定継続的役務提供」に追加されることとなりました。

具体的には、政令を改正し、特定継続的役務提供の期間と金額を定めた別表第4第2の項に「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る。）」と規定されております。

改正の主な内容は【記1】のとおりとなっておりますが、詳細につきましては、【参考資料】をご確認いただきますようお願いいたします。

また、これに関連して経済産業省より割賦販売法の指定権利・指定役務に一定の美容医療サービスを追加する件【記2】につきましても、別途周知依頼がまいりましたので、併せて貴学会のご参考としてお送りいたしますとともに関係する会員への周知方にご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、別途、本会より都道府県医師会長宛てに周知依頼済

みでありますことを申し添えます。

## 【記1（特商法関係）】

### 1 特定継続的役務の追加指定（施行令別表第4関係）

「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であって、

一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが確実でないもののいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう（特商法第41条第2項）

当該改正により、特定継続的役務として、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及び治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令に定める方法によるものに限る。）。」が新たに追加された。

### 2 施行令別表第4に規定する「主務省令で定める方法」の指定（施行規則第31条の4関連）

美容医療契約について、「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」を規制対象とし、具体的に対象となる役務とその方法については、施行規則第31条の4で下記の通り規定された。

- ①脱毛・・・光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
- ②にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化  
・・・光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ③皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減・・・薬剤の使用又は糸の挿入による方法
- ④脂肪の減少・・・光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ⑤歯牙の漂白・・・歯牙の漂白剤の塗布による方法

### 3 関連商品の追加指定（施行令別表第5関連）

特定継続的役務提供等契約の解除があった場合に、役務提供事業者等が特定継

続的役務の提供に際し、特定継続的役務提供受領者が購入する必要がある商品として施行令で定める商品（以下、「関連商品」という）として、以下の①から④の商品が追加指定された。

- ①動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの
- ②化粧品
- ③マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）及び歯牙の漂白剤
- ④医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第2項）

#### 【参考資料】

1. 美容医療契約の特定継続的役務提供への追加について
2. 特定継続的役務提供（美容医療分野）Q & A

#### 【別添】

○特定継続的役務提供への一定の美容医療契約の追加について（厚生労働省医政局医事課）

#### 【記2（割販法関係）】

割賦販売法において、「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令（割販法施行令別表第1の2）で定めるものをいい、「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令（割販法施行令別表第1の3）で定めるものをいう、とされていますが、具体的には特商法と同様、当該美容医療サービスの対象を「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療（美容を目的とするものであつて、経済産業省、内閣府令で定める方法によるものに限る。）」と定義したうえで、割販法施行令別表第1の2（指定権利）、別表第1の3（指定役務）に追加されます。

#### 【別添】

○割賦販売法の指定権利・指定役務への「美容医療サービス」の追加について（経済産業省商務・サービスグループ 商取引監督課）